

番 号 : 130781

国 名 : ベトナム

担当部署 : ベトナム事務所

案件名 : 北西部山岳地域農村開発プロジェクト (灌漑施設施工監理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 灌漑施設施工監理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月中旬から2014年1月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 3.23M/M、合計 3.63M/M
- (3) 業務日数 :

	準備期間	現地調査期間	整理期間
	5日	97日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
    - 1) 業務方針の的確性 6点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 14点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 10点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 灌漑施設施工監理に係る各種業務

注2) 対象国/類似地域 : ベトナム/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特に無し

### 6. 業務の背景

ベトナム国(以下「ベ」国)は、人口約8,784万人(2011年)、国民一人当たりのGDPは1,300USドル(2011年ベトナム国統計局)で、1986年の「ドイモイ(刷新)政策」導入以降、市場経済の導入等で著しい経済成長を遂げる一方、都市・地方間の格差が拡大傾向にあり、同国の持続的発展にとって、このような格差是正が大きな課題となっている。中でも、北西部山岳地域4省(ライチャウ省、ディエンビエン省、ソンラ省、ホアビン省)は、少数民族が人口の約8割を占め、貧困率もいまだ50%近く、貧困削減重点地域とされている。

本プロジェクトの協力対象地域であるディエンビエン省において、農業はGDPの37%、雇用の79.6%を占める基幹産業である。主な作物はコメ、メイズ、大豆であり、特にコメは販売用として

ディエンビエンフー市やハノイ市へ輸送されている。しかし、水利条件が比較的良いとされるディエンビエン郡以外の郡は、全国平均と比べて生産性が低く、灌漑設備の整備が不十分のため冬水稻を作付けできる土地が少なく二期作が困難である等、全国平均と比べてその生産性は低い。また平地の少ない郡では山間傾斜地で森林伐採を行い、キャッサバやメイズ等の自給用食料が生産されており環境への負荷が高い等の課題が見受けられる。また、行政機関の予算及び人材数、能力の不足等により、農業生産を支える行政の役割も限定的である。

以上の背景の下、「ベ」国政府は、我が国に対し、北西部地域の牽引産業として競争力のある農業の振興を図るための技術協力を要請した。

この要請に基づき、ディエンビエン省において、基幹産業として地域開発の牽引力となることが期待される農業について、①主要農作物の栽培、収穫後処理、販売の方法及びアプローチの改善、②水資源配分及び灌漑施設管理の体制強化、③関連する地方行政（省、郡、村の人民委員会）等の農村開発のための能力向上により、地域行政組織を核とした体制強化と農村開発の促進を目指す「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」（以下「プロジェクト」）が、「ベ」国側とJICAの合意により、2010年8月より2015年7月までの5年間の予定で実施されている。プロジェクトは、ディエンビエン省農業農村開発局をカウンターパート（C/P）に、その他、対象3郡（ディエンビエン郡、タンジャオ郡、ムオンチャ郡）の人民委員会を関係機関に定め、各郡に設置した計6つのパイロットサイトで活動を進めている。プロジェクト長期専門家として、「チーフ・アドバイザー/農村開発」、「灌漑/水資源管理/水管理組織」、「業務調整/研修計画」の3名が派遣されている。

本プロジェクトでは、パイロットサイトにおいて灌漑区域内の効率的で公平な水配分に資する灌漑施設をモデル的に整備するとともに、これらの運営管理を行う農民水管理組織の設立・体制強化を図り、その成果に基づき農民水管理組織の設立・体制強化、維持管理活動等のガイドライン/マニュアルの策定等を行うこととしている。

2012年度においては、ディエンビエン省内にある6つのパイロットサイトにおいて灌漑区域の灌漑管理員、農民代表、行政担当者らをメンバーとする水管理委員会を立ち上げ、この委員会を中心に施設や水管理上の問題点を洗い出し、灌漑施設改善計画を含む水管理改善基本方針を策定した。これを基にプロジェクトが地元コンサルタント業者と契約を締結し、2013年7月までに灌漑施設設計が完了しており、6つのパイロットサイトの灌漑施設建設工事を2013年度と2014年度の2カ年に振り分けて実施する予定である。2013年度においては、Thanh Hungパイロットサイトの水路建設工事、Muong Tungパイロットサイト及びMuong Munパイロットサイトの取水堰建設工事を予定しており、いずれも本年9月下旬頃の着工を予定している。また2014年度については、Noong Hetパイロットサイトの排水路建設工事、Ma Thi Hoパイロットサイトの管水路建設工事、Quai Gangパイロットサイトの取水堰改良工事を実施予定である。

今回派遣の灌漑施設施工指導の専門家は、①2013年度に実施する灌漑施設建設工事における施工監理指導、②工事の品質管理のための記録方法等の指導、③施工技術及び施工監理の問題点とその改善方法について施工関係者を対象としたセミナーの開催を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務は、派遣中の他の専門家と協力し、以下の事項を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2013年9月中旬）

- 1) 本プロジェクトの要請背景・内容を詳細計画策定調査報告書、R/D、M/M及び関連報告書等より把握する。
- 2) 現地派遣における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書（和文及び英文）を作成する。

### (2) 現地派遣期間（2013年9月下旬～12月下旬）

- 1) 業務開始時にJICAベトナム事務所に業務実施計画書を提出し、協議する。
- 2) C/Pに対して、業務実施計画の説明を行い、内容を確認する。
- 3) 2013年度に実施する灌漑施設建設工事において、施工の指導を実施する。特に、丁張りの

設置等の準備工、盛土における締固め（現場密度試験等を含む）、コンクリート工（現場配合～計量～練混ぜ～打設～養生等一連の工程）について、C/P機関等の担当者、建設業者の現場監督員及び作業員に対して技術指導を行う。

- 4) 2013年度に実施する灌漑施設建設工事において、C/P機関等の担当者、建設業者に対し、工事の品質管理のための写真撮影方法（記録すべき情報の内容、構図の取り方、撮影頻度等）及びその整理方法等を指導する。
  - 5) 灌漑施設建設工事現場の実情を踏まえ、施工技術及び施工監理の問題点、その対処方針をとりまとめるのうえ、施工関係者を対象としたワークショップを開催する。
  - 6) 現地業務完了に際し、業務成果の総括や必要な提案を含む現地業務報告書（英文）を作成し、C/P及びJICAベトナム事務所に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2013年12月下旬）  
専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書  
英文4部（JICAベトナム事務所、JICA農村開発部担当、プロジェクト、C/P機関へ各1部）  
和文3部（JICAベトナム事務所、JICA農村開発部担当、プロジェクトへ各1部）
- (2) 現地業務報告書  
英文4部（JICAベトナム事務所、JICA農村開発部担当、プロジェクト、C/P機関へ各1部）
- (3) 専門家業務完了報告書  
和文3部（JICAベトナム事務所、JICA農村開発部担当、プロジェクトへ各1部）
- (4) 月報  
和文2部（JICAベトナム事務所へ毎月初旬に先月分の月報を提出）

報告書の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田⇒ハノイ⇒ディエンビエン⇒ハノイ⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点  
プロジェクト対象地域は外国人の入出が厳しく管理、制限されている地域であるため、地域内の移動においては、JICAを通じて事前に許可申請するとともに、許可された以外の地域には立ち入らない等、人民委員会からの指示に従って行動すること。
- (2) プロポーザル提案事項  
業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 便宜供与内容
  - 1) 通訳（日越および英越）はプロジェクトで複数名常時備上しており、内1名を本専門家の現地業務期間中、同行させることを予定している。
  - 2) 車両は、プロジェクト車両を使用することを予定している。
  - 3) 執務スペースは、プロジェクトオフィス内に確保する予定。インターネット環境は完備。
  - 4) 現地業務日程は、プロジェクトチームが必要に応じアレンジする予定。
- (4) 参考資料

本件に係る資料は、JICAベトナム事務所担当山本まで電話連絡(TEL84-4-38315005 ext291)、  
あるいはE-Mail (Yamamoto.Satoshi@jica.go.jp) にて問い合わせのこと。

(5) 必要予防接種 無

(6) その他 特になし

注：本案件概要は予定段階のものであるため詳細については変更される場合もあります。

以上